

第2回 化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。



スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

◇ 主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項 ◇

(ア)化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ)化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ)化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ)雑誌等を通じた広報

(カ)事業者の実施事項についての指導援助

(キ)その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

◇ 実施者（事業者）の実施事項 ◇

①下記(ア)から(エ)の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

(ア)リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等

(イ)製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

(ウ)ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

(エ)特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

②事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【中央労働災害防止協会】

【強調月間ページ】

「**令和7年度 化学物質管理強調月間**」の特設ページにより情報が掲載されています。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【大阪労働局ホームページ】

【新たな化学物質規制】

新たな化学物質規制（法改正に係る関係資料や当局版のリーフレット等を掲載しています）

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>



化学物質等を使用する際は、手指や目などのばく露防止対策も重要です。改正では「**皮膚等障害化学物質**」に対する、有効な保護具着用も義務付けられました。

【皮膚等障害化学物質リーフレット】



【厚生労働省ホームページ】

【安全衛生Q&A】

新たな化学物質規制に関するラベル・SDS、リスクアセスメントなどのQ&Aなどを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_index.html



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制に関する情報（リスクアセスメント対象物一覧や事業者が実施すべき事項など）をわかりやすく掲載しています。

<https://cheminfo.johas.go.jp/>

【ケミサポ】



【環境省】

【化学物質アドバイザー】

「**化学物質アドバイザー制度**」の利用に係る情報を掲載しています。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

